

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

85

申請書通達書

事務

海保

FF
③

国立公文書館	
分類	③ ④
配架番号	3 A
	14
	16-11

昭和十一年五月六日

酒保

木村日吉記補殿

事務長



昇格昇給査定申請書内之件

第二十二期第二十三期終了ニ付今期間中ニ於ケル査定並ニ定期昇格昇給査定可相成矣同準職員(試用ヲ含ム)以上ニ就キ丸記形式ニヨリ五月十日迄ニ内申相成茂此段得貴方之候也 (用紙美濃)

記

第二十二期昇格昇給査定ニ関スル内申書

係別	資格	俸給	氏名	備考
	現在 今後	現在 今後	氏名	備考

東京電報局

現業員昇格昇給ニ関スル件

本年七月、昇格昇給ニ関シテハ別途御送付申上候用紙ニ依リ御調査相成本月末日迄ニ當方宛各ニ通御回付被成下度此段御依頼旁々得貴意候也

出勤率算出ノ方法

- (一) 満点ヲ百点トス。但シ一點未滿ハ四捨五入トス
- (二) 出勤スベキ日数ヲ三百四十日トス
- (三) 減点率左ノ如シ
 - (イ) 普通病傷、事故欠勤一日ニ付
 - 製糖期 〇・四
 - 非製糖期 〇・二

- (四) 特殊病欠勤一日ニ付 〇、一 〇、〇五
- (三) 採用不足一日ニ付 〇、三 〇、一五
- (二) 無届缺勤一日ニ付 三、〇 一、五

(備考)

1. 出張・公傷病・忌引ハ出勤トシテ取扱フモノトス

2. 現業員規定第二十六條ニ依リ飯省セルモノニテ規定

日数ヲ超過シタル者ニ對シテハ超過日数一日ニ對シ

ニ日ノ割合ヲ以テ缺勤ト見做ス

(四) 増点率左ノ如シ

製糖期非製糖期ヲ通ジ出勤スベキ日数超過一日ニ付 〇、一

「熱誠」「技能」點算出ノ方法

(一) 「熱誠」「技能」ノ採点ハ八〇點以上一〇〇點迄トシ此ノ間ヲ貳點開キ拾階段トス

成績平均算出ノ方法

「熱誠」點ヲ二倍シタルモノニ「出勤率」點「技能」點ヲ加ヘタルモノヲ四分ス

「學歷」「性質」「素行」ノ記入方法

(一) 「學歷」ハ最終學校學歷・免状等ヲ記ス

(二) 「性質」ハ其人ノ長所モ短所モ記入ス

(三) 「素行」ハ平素ノ行状ヲ記入ス

昇給昇格ノ記入方法

- (一) 適当ト認メル金額並ニ資格ヲ記入ス
「特記事項」ハ「所見」ノ記入
- (二) 「特記事項」ハ「特ニ参考トシタキ事項」ヲ記載ス
「所見」ハ長・係長・主任・ニ於テ所見ヲ記入ス

島内採用試用及臨時作業夫ヨリ現業員採用希望者ニ関スル申請

島内採用試用及臨時作業夫ヨリ現業員ニ採用希望ノ向ニ對シテハ前記採点方法ニ依リ算出別途申請相成度尚此ノ申請ニ履歴書ヲ添付スル外特ニ参考トナルベキ資料ハ出末ルダケ詳細ニ附記相成度候

契約作業夫(辞令ヲ有スル者)昇格昇給ニ関スル件

契約作業夫、昇給昇格ニ関シテハ現業員ト同様式ニ依リ御調査相成度候

但シ別紙現業員ニ関スル調査方法中

一 出勤率算出ノ方法 第二項

出勤スベキ日数ヲ三百三十日トス

「熱誠」「技能」点算出ノ方法ハ

一「熱誠」

一〇〇 勤務精勵表裏ナク終始勤勉ニシテ成績拔群真ニ衆

ノ模範タルモノ

九五 勤務成績良好ニシテ不可ナキモノ

九〇 勤務成績稍芳シカラザルモノ

八五 勤務成績不良ナルモノ

八〇 勤務振リ極メテ不良ニシテ誠意ナク社内ニ存在

ヲ好マザルモノ

二「技能」

一〇〇 技能優秀拔群ナルモノ

九五 技能良好不可ナキモノ

九〇 稍芳シカラヌモノ

八五 不良ナルモノ

八〇 技能劣等ニシテ便途ナキモノ

めくれば

出勤スル日数	五月	三一日	
	六月	三〇日	
	七月	二六日	七月八日ヨリ非製糖期
	八月	二九日	
	九月	二七日	
	十月	二九日	
	十一月	二五日	
	十二月	二七日	
	一月	二七日	一月五日ヨリ製糖期
	二月	二八日	
	三月	三一日	
	四月	三〇日	
計		三四〇日	

4/30

昭和十年六月十二日

三アソ製糖所長



子留海保主任 殿

現業員昇格昇給ニ関スル件
首記ニ関シ別紙様式ニ依リ御調製ノ上、本月
二十日迄御提出相成度及通達候也

五	三〇〇
六	三〇〇
七	三〇〇
八	三〇〇
九	三〇〇
十	三〇〇
十一	三〇〇
十二	三〇〇
十三	三〇〇
十四	三〇〇
十五	三〇〇
十六	三〇〇
十七	三〇〇
十八	三〇〇
十九	三〇〇
二十	三〇〇

(四) 減點率左ノ如シ

	製糖期	非製糖期
(イ) 普通病傷、事故缺勤一日ニ付	Q、四	Q、二
(ロ) 特殊病缺勤一日ニ付	Q、一	Q、〇、五
(ハ) 採用不足一日ニ付	Q、三	Q、一、五
(ニ) 無届缺勤一日ニ付	三、〇	一、五

(備考)

ノ出張、公傷病、忌引ハ出勤トシテ取扱フモノ

トス

2. 現業員規定第二十六條ニ依リ歸省セシモノニ

シテ規定日數ヲ超過シタル者ニ對シテハ超過

日數一日ニ對シ二日ノ割合ヲ以テ缺勤ト見做

ス

(五) 増點率左ノ如シ

製糖期非製糖期ヲ通ジ出勤スベキ日數超過一日ニ付
101

「熱誠」「技能」點算出ノ方法

(一) 「熱誠」「技能」ノ採點ハ八〇點以上一〇〇點迄トシ此ノ間ヲ貳點開キ拾階段トス

成績平均算出ノ方法

「熱誠」點ヲ二倍シタルモノニ「出勤率」點「技能」點ヲ加ヘタルモノヲ四分ス

「學歷」「性質」「素行」ノ記入方法

- (一)「學歷」ハ最終學校學歷、免狀等ヲ記ス
- (二)「性質」ハ其ノ人ノ長所モ短所モ記入ス
- (三)「素行」ハ平素ノ行狀ヲ記入ス

昇給昇格ノ記入方法

- (一)適當ト認メル金額並ニ賃資格ヲ記入ス

「特記事項」「所見」ノ記入

- (一)特記事項ハ特ニ參考トシタキ事項ヲ記載ス
- (二)「所見」ハ長、係長、主任ニ於テ所見ヲ記入ス

島内採用試用及臨時作業夫ヨリ現業員
採用希望ノ者ニ關スル申請

島内採用試用及臨時作業夫ヨリ現業員ニ採用希望ノ
向ニ對シテハ前記採點方法ニ依リ算出別途申請相成度
尙此ノ申請ニハ履歷書ヲ添付スル外特ニ參考トナルベ
キ資料ハ出來ルダケ詳細ニ附記相成度候

契約作業夫（辭令ヲ有スル者）昇格昇給ニ關スル件

契約作業夫ノ昇給昇格ニ關シテハ現業員ト同様式ニ依リ御調査相成度候

但シ別紙現業員ニ關スル調査方法中

一、出勤率算出ノ方法 第二項

出勤スベキ日數ヲ三百三十日トス

二、熱誠一、技能一、點算出ノ方法ハ

(一)「熱誠」

一〇〇 勤務精勵表裏テク終始勤勉ニシテ成績拔

群眞ニ衆ノ模範タルモノ

九五 勤務成績良好ニシテ不可ナキモノ

- 九〇 勤務成績稍芳シカラザルモノ
- 八五 勤務成績不良ナルモノ
- 八〇 勤務振リ極メテ不良ニシテ誠意ナク社内ニ存在ヲ好マザルモノ

(二)「技能」

- 一〇〇 技能優秀拔群ナルモノ
- 九五 技能良好不可ナキモノ
- 九〇 稍芳シカラヌモノ
- 八五 不良ナルモノ
- 八〇 技能劣等ニシテ使途ナキモノ

成績調査記載例

(順位)

平均点ヲ主トシ性質・素行・特記事項・移民調査ヲ加味シテ〇階級トス
 平均点ノ総和ヲ人負ニテ除シテ得タル数ヲ中心トシテ其ノ上下ヲ各々五階級トス

(移民調査)

移民係又ハ各係責任者ニ於テ参考トナル可キ事項ヲ適宜簡明ニ記入スル程度ニ止メタシ

(特記事項)

特ニ参考トシ度キ事項
即チ賞罰、特殊技能、特記ス可キ長所
短所等簡明ニ記入スルコト

(素行)

甲乙丙ヲ以テ表ハシ
甲ハ良好ナルモノ
乙ハ敢テ不可ナキモノ
丙ハ不良ナルモノ

(性質)

長所又短所又記入区トアルヲ思想、言語、

動作、態度ニ就キ優劣、可、不可、ヲ以テ
表ハスコト、シ度シ

優 象ノ範タルモノ

良 概シテ良好ナルモノ

可 普通ナルモノ

不可 不良ナルモノ

昭和十年五月二十二日

ラニニ製糖所長

中津主任殿

前期成績調書昇格昇給論衡ノ由ニ付

前期ノ件、向シ本社ヲ凡記ノ通リ在東京社長ヲ兼覽シ
之旨通知有之凡記様式ニ依リ六月ニ付ニ本社ニ由付願
度旨通牒ニ接申シ夫ニ付所屬長ニ經由親展書ヲ以テ
至急提出相成度共致得貴意矣也

本年七月昇格昇給ハトナリ於テ論議スベキニ付之島勤
務職員以上ノ勤務成績ニ昇格昇給申請取纏メ六月
上旬迄ニ送リ度ニ

南洋興發株式会社

テ事第... 號

酒保主任 啟

前期成績調書

昭和六年五月一日ヨリ昭和七年四月末日ニ至ル從業員成績
表九記様式ニヨリ提出相成度

尚現業員勤怠調書及昇給申請書並ニ社員昇
給昇格申請書ハ所屬長ヲ經由親展書ヲ以テ所長宛提
出ノ事 社員勤怠調書ハ提出ニ及ハス候

右ノ六月十日迄ニ御提出ノコト

事務長



勤怠調査書

南洋興發株式會社

氏名	本期中出勤	區別	本期中欠勤
	普通出勤		特別病欠
	合計		合計
	非欠		

注意 出勤簿に記入し、提出

昇給昇格申請書

氏名	技術	資格	現在	給料
	勤務		今後	
	平均		現在	
			今後	

12 新橋後巻製

私

昭和八年六月廿九日

事務酒保主任殿

事務長

拜啓賞與ノ時期モ近ズキ申候ニ付テハ之ガ申請ニ附隨シテ例年通り昇級昇格申請仕可候ニ付テハ左記要領ニ依リ御作成七月三日迄ニ必ズ小職宛親展書ニテ御提出相成度此段御依頼申上候

姓名	資格	給料	勤務振	技術	平均
	現在				

追テ右形式ニ依リ現業員分モ並ニ新採用分モ願上候

めくれず



長尾主任殿

日蓮ニ及テ小部...

日蓮ニ及テ小部...

專應...

昭和八年六月廿六日

昭和九年五月二十八日

瀬川次長

事務

長尾主任殿

現業其作業夫成績調査ニ関スル件

拜答 御繁忙中恐縮ニ存候共尤記鑑形ニ依リ主題件御調査ノ上
未ル六月二十日迄ニ御提出相成度此度及御願候也

九記

氏名	所屬資格採用年月日	給料	出勤日数		欠勤日数		勤務
			普通	特別	普通	特別	
花野咲也	工務 賃機 備 三二一	六五〇	二九八	三三三	二	一	九五
花畑 勉	定備 六九二	一八〇	三二二	三三六	一	一	九九

但三期間八年五月、九年四月迄一ヶ年同

以上

昭和九年六月二十六日

瀬川次長



事務移氏

本目主任殿

現業員作業大昇格昇給調へ関係件
今般九記、様式二、三、主題、件、調査有之様、本社移氏部、御依頼
有之候条、本月末日迄、御調査、上、瀬川次長宛親展書、以、御回答
相煩度此、故得貴意候也

記

一、現業員昇格昇給賞与申請書

南洋興發株式會社

